

～AEDを導入することにより、従業員の安全を守る事業所を支援します～

飛騨市事業所向け AED 導入補助制度

目的

市内事業所が緊急時における自社の従業員の安全を守り、また自社の安全管理を向上させることで企業の魅力アップを図ることを目的とし、AEDの導入費用の一部を支援します。

対象者条件

市内に工場もしくは事務所を有する中小企業者（個人事業主の場合は飛騨市民であること）等で、次の条件を全て満たしていること。

- ・商工業又は林業を営んでいること
- ・市税等を完納していること
- ・販売する商品、サービス等が公序良俗に反しないこと
- ・AEDを導入し常設する場合、常設場所が飛騨市内であること（AEDを持ち運ぶ場合、持ち運びの起点となる事業所が飛騨市内であること。）
- ・AEDの管理担当者を置くこと
- ・（一財）日本救急医療財団「AEDの適正配置に関するガイドライン」を理解していること

助成内容

補助対象事業	補助対象経費	補助率・限度額	申請回数
AED導入補助事業	AED本体の新規または追加導入に係る次に掲げる経費。 (1) AEDの購入費用 (2) 一括での支払を伴うAEDのリース費用。	補助対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）とし、200千円を限度とする。	年度内1回限りとする

（※）AEDの取替・更新費用、本体以外に係る費用（消耗品費・保守費用等）は補助対象外です。

（※）分割支払でのリース費用は補助対象外です。

（※）AEDの複数台の購入は補助対象となりますが、補助限度額は200千円です。

申込み方法

補助金交付申請書及び必要な添付書類を提出してください。

ご注意 事業着手前にご申請ください。交付決定前の事業着手（経費支払を含む）は補助対象と認められません。

【お問い合わせ先 飛騨市商工課】 ☎ 0577-62-8901